（港湾法の一部改正）

第八十六条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「第六項（許可」を「第十一項（許可」に改める。

（地方税法の一部改正）

第八十七条　地方税法の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第二十七号中「地域準則」を「都道府県準則若しくは同条第二項の規定により定められた同項に規定する市準則」に改める。

第五百八十七条の二第一項及び附則第十一条第十五項中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

附則第十九条の二第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

（酒税法の一部改正）

第八十八条　酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第六条の四第二号中「第六十九条第三項」を「第六十九条第四項」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第八十九条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百十五条の二十一第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第三項中「防衛施設」を「防御施設」に改める。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置）

第九十条　前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の自衛隊法第百十五条の二十一第一項の規定により読み替えて適用する旧都市緑地法第十四条第八項の規定により同条第一項の許可の権限を有する者に対して行った通知で、前条の規定による改正後の自衛隊法第百十五条の二十一第一項の規定により読み替えて適用する新都市緑地法第十四条第八項の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、同項の規定により当該市長に対して行った通知とみなす。

（租税特別措置法の一部改正）

第九十一条　租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第三号中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

第三十四条の二第二項第九号中「同条第二項第五号ロ」を「同条第二項第四号ロ」に改める。

第三十四条の三第二項第四号中「第四条第二項第四号」を「第四条第二項第二号」に改め、同項第五号中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

第四十三条の二第一項中「第五条第一項」を「第五条第二項」に改める。

第六十四条第一項第三号中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

第六十五条の四第一項第九号中「同条第二項第五号ロ」を「同条第二項第四号ロ」に改める。

第六十八条の十七第一項中「第五条第一項」を「第五条第二項」に改める。

第七十一条の十五第一項中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に改める。

（高速自動車国道法の一部改正）

第九十二条　高速自動車国道法の一部を次のように改正する。

第十一条第三号中「第一号に掲げるものを除くほか、」を削り、「設けられるもの」の下に「（第一号に掲げる施設を除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

四　前三号に掲げるもののほか、政令で定める施設

第十一条の二第二項第二号及び第三号、第四項、第五項並びに第七項、第十一条の三並びに第十一条の四第一項中「又は第三号」を「から第四号まで」に改める。

第二十五条第一項中「同法第四十四条第一項」を「同法第二十四条の三中「条例（国道にあっては、国土交通省令）」とあるのは「国土交通省令」と、同法第四十四条第一項」に改める。

（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第九十三条　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第九十四条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「地方債」の下に「（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。次項において同じ。）」を加える。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

（道路法の一部改正）

第九十五条　道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第九十六条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項を同表の一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

一　指定都市の長	特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の一の項を同表の一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

一　指定都市の長	特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（自転車の整備等に関する法律の一部改正）

第九十七条　自転車の整備等に関する法律（昭和四十五年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「同条第三項」を「同条第二項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

（自転車道の整備等に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第九十八条　この法律の施行の日が地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条の規定は、適用しない。

2　前項の場合において、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第三十一条のうち自転車道の整備等に関する法律第四条の改正規定中「同条第三項の政令及び同条第四項」とあるのは、「同条第二項の政令及び同条第三項」とする。